# 人事異動

## 総務省

鎌田　司　熊野　順祥　小山登志雄
神野　直彦　中村　玲子
地方財政審議会委員を免ずる（各通）（一二十四年十二月二十八日）
鎌田　司　熊野　順祥　小山登志雄
神野　直彦　中村　玲子
地方財政審議会委員に任命する（各通）（一月八日）

## 法務省

長末　直子
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（一月一日）
（保土ケ谷区検察庁副検事）副検事　安田　清史
横浜区検察庁副検事に配置換する
（藤沢区検察庁副検事）同　米沢由志美
神奈川区検察庁副検事に配置換する
（神奈川区検察庁副検事）同　田口　照子
保土ケ谷区検察庁副検事に配置換する
（三崎区検察庁副検事）同　和田　邦彦
藤沢区検察庁副検事に配置換する（以上一月一一日）
○定年退官
横浜区検察庁副検事酒井優吉は、検察庁法第二十二条の規定により一月一日限り定年退官

## 農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　森　健
生産局農産部地域作物課長に配置換する
（生産局農産部地域作物課長）同　青山　豊久
大臣官房付に配置換する
（生産局総務課国際室長）同　押切　光弘
大臣官房政策課調査官に配置換する
（大臣官房政策課調査官）同　鳥海　貴之
生産局総務課国際室長に配置換する（以上二十四年十二月二十六日）
（経営局保険監理官）農林水産事務官　志知　雄一
経営局保険課長に配置換する
（経営局保険課保険数理室長）農林水産技官　木村　治和
経営局保険監理官に昇任させる
（経営局保険課長）農林水産事務官　坂本　修
大臣官房付に配置換する（以上二十四年十二月二十八日）
（内閣府食品安全委員会事務局総務課課長補佐（総括担当））内閣府事務官　長野　麻子
農林水産事務官（食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長）に昇任させる
（東北農政局福島地域センター長）農林水産技官　中東　一
経営局総務課災害総合対策室長に配置換する
（経営局総務課災害総合対策室長）同　真鍋　郁夫
生産局農産部穀物課付に配置換する（以上一月一日）

## 林野庁

（林野庁森林整備部計画課海外森林資源情報分析官）農林水産技官　三口　正三
辞職を承認する（二十四年十二月二十一日）
（林野庁国有林野部業務課付）農林水産技官　井上　幹博
林野庁森林整備部計画課海外森林資源情報分析官に配置換する（一月一日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 海上保安庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定に基づき、海上保安庁防災業務計画を修正したので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十五年一月十日
海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁防災業務計画の修正について
一　修正の要旨　平成二十四年九月に防災基本計画が修正されたこと等に伴い、海上保安庁防災業務計画の修正を行った。
二　修正年月日　平成二十四年十二月二十六日

## 法務

### 公証人任免

広島法務局所属公証人山森茂生は願により公証人を免ぜられた。（二十四年十二月二十八日）（法務省）

## 労働

### 中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、関東区域の労働者を代表する地方調整委員である小笠原洋氏の任期が平成25年3月16日をもって、中部区域の使用者を代表する地方調整委員である加藤恵一氏の任期が同月17日をもってそれぞれ満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人をいう。1(2)において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。1(2)において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。
平成25年1月10日
厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦者資格
(1)　労働者を代表する地方調整委員の候補者について
上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は2以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。
(2)　使用者を代表する地方調整委員の候補者について
上記の候補者を推薦する資格を有するものは、2以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。
2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式1又は2による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。
なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。
4　推薦書類の提出期限　平成25年2月8日
5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2中央合同庁舎第5号館）

**別記様式1**

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
労働組合名（代表者名）　印
中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

関東区域の労働者を代表する地方調整委員

| 氏名 | 年齢 | 現職 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

**別記様式2**

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名
（代表者名）　印
中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。